

平成23年7月11日
農林水産省生産局

牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出について

- 1 7月8日、福島県南相馬市（緊急時避難準備区域内）の肥育農家が出荷した牛について、暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性セシウム（2,300Bq/kg）を検出。9日、当該農家が同じ日に出荷した残り10頭からも検出（1,530～3,200Bq/kg）。
- 2 これら11頭の牛の肉については、すべてと畜場内に留め置かれしており、市場には一切流通していないことを確認（この11頭以外には、当該農家から原発事故後に6頭が出荷されており、現在調査中）。
- 3 また、福島県は、7月8日、南相馬市に対し、食肉用に供する牛の移動・出荷の自粛を要請。
- 4 当該農家の飼養管理状況について、7月10日、国・県で現地調査を実施したところ、4月初旬に水田にあった稲わらを収集し給与していたことを確認。検査した結果、極めて高い放射性物質を検出（7万5千Bq/kg）。
- 5 一方、7月5日及び7日に南相馬市（緊急時避難準備区域内）の別の農家が出荷した14頭の牛について、9日に横浜市が検査した結果、暫定規制値を大幅に下回る結果（9.0～20.3Bq/kg）となったところ。
- 6 今後、別紙の対応を実施し、食肉の安全性の確保に万全を期す方針。

(1) モニタリング検査の強化

- ① 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内の全ての飼養農家について、牛肉のモニタリング検査を行って暫定規制値を下回った農家に限って食肉用の牛の出荷を認める（農水省所管の独法や民間検査機関が検査に協力）。
- ② 福島県及びその周辺県で飼養される牛について牛肉のモニタリング検査を強化する（牧草について自粛した地域等）。

(2) 当該農家の出荷した6頭の追跡調査

規制値を超えた農家が事故後に出荷した6頭の牛の肉について、その個体識別番号を関係業界に周知して調査・販売自粛を依頼。厚生労働省においては、5月30日にと畜された1頭について検査を実施中。

(3) 適正飼養管理の指導の徹底

- ① 3月19日に発出した適切な飼養管理の指導通知の更なる徹底を図る。
- ② 福島県において、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての農家並びに当該区域から移動した牛が飼養されている全ての農家について、飼養管理状況の徹底的な点検を行い、点検結果に基づく国の技術的助言の下に、適正な飼養管理を指導する。